

第364回矢板市議会定例会

提出議案説明書

令和2年9月

矢 板 市

提出議案説明書

第364回矢板市議会定例会に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会に提出いたしました議案は、市長の専決処分事項承認1件、補正予算6件、決算の認定8件、条例の制定2件、条例の一部改正8件、人事案件3件及びその他1件の計29件であります。

議案第1号 市長の専決処分事項承認については、専決第10号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第5号）であります。

国の第2次補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする諸事業の経費で、歳入歳出にそれぞれ4億120万円を追加計上し、予算総額を175億4,170万円に補正したものであります。

まず、歳出についてご説明申し上げますと、総務費の企画調整費、民生費の社会福祉総務費、高齢者在宅生活支援サービス総合推進事業、高齢者啓発推進事業、児童福祉対策事業、児童措置費及び保育施設費、衛生費の保健総務費及び予防費、農林水産業費の農業振興事業、商工費の商業振興費及び観光費、消防費の防災活動推進事業、教育費の小・中学校一般管理費、小・中学校施設大規模改修事業、図書館費及び郷土資料館費に係る経費を追加計上いたしました。

これらに係る財源につきましては、国庫支出金及び繰入金を追加計上し、使用料及び手数料を減額いたしました。

緊急執行を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、法の定めるところにより専決処分をいたしました。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 す い)

(専 決 処 分)

第 1 7 9 条 普 通 地 方 公 共 団 体 の 議 会 が 成 立 し な い と き 、 第 1 1 3 条 だ だ し 書 の 場 合 に お い て な お 会 議 を 開 く こ と が で き な い と き 、 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 に お い て 議 会 の 議 決 す べ き 事 件 に つ い て 特 に 緊 急 を 要 す る た め 議 会 を 招 集 す る 時 間 的 余 裕 が な い こ と が 明 ら か で あ る と 認 め る と き 、 又 は 議 会 に お い て 議 決 す べ き 事 件 を 議 決 し な い と き は 、 当 該 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 は 、 そ の 議 決 す べ き 事 件 を 処 分 す る こ と が で き る 。 以 下 省 略

2 省 略

3 前 2 項 の 規 定 に よ る 処 置 に つ い て は 、 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 は 、 次 の 会 議 に お い て こ れ を 議 会 に 報 告 し 、 そ の 承 認 を 求 め な け れ ば な ら ない 。

4 省 略

議 案 第 2 号 令 和 2 年 度 矢 板 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 6 号) に つ い て は 、 歳 入 歳 出 に そ れ ぞ れ 2 億 8 , 6 0 0 万 円 を 追 加 計 上 し 、 予 算 総 額 を 1 7 8 億 2 , 7 7 0 万 円 に 補 正 し よ う と す る も の で あ り ま す 。

以 下 、 そ の 概 要 に つ き ま し て 、 歳 出 か ら ご 説 明 申 し 上 げ ま す 。

議 会 費 に お き ま し て は 、 議 会 費 に 係 る 経 費 を 減 額 い た し ま し た 。

総 務 費 に お き ま し て は 、 人 事 給 与 管 理 費 、 庁 舎 管 理 整 備 費 、 企 画 調 整 費 等 に 係 る 経 費 を 追 加 計 上 し 、 矢 板 市 長 選 挙 費 に 係 る 経 費 を 減 額 い た し ま し た 。

民 生 費 に お き ま し て は 、 温 泉 セ ン タ ー 施 設 事 業 、 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 繰 出 金 、 後 期 高 齢 者 医 療 費 等 に 係 る 経 費 を 追 加 計 上 し 、 介 護 保 険 特 別 会 計 繰 出 金 に 係 る 経 費 を 減 額 い た し ま し た 。

衛 生 費 に お き ま し て は 、 環 境 衛 生 費 に 係 る 経 費 を 追 加 計 上 い た し ま し た 。

農 林 水 産 業 費 に お き ま し て は 、 農 業 振 興 事 業 、 市 単 独 農 道 整 備 事 業 、 林 業 振 興 事 業 等 に 係 る 経 費 を 追 加 計 上 い た し ま し た 。

商 工 費 に お き ま し て は 、 観 光 費 及 び 消 費 者 行 政 対 策 費 に 係 る 経 費 を 追 加 計 上 し 、

商業振興費を減額いたしました。

土木費におきましては、市道維持管理費、市道舗装修繕費、認定外道路整備事業等に係る経費を追加計上いたしました。

消防費におきましては、防災活動推進事業及び放射線量低減対策事業に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、小・中学校一般管理費、小・中学校保健安全給食事業、適応指導教室管理事業等に係る経費を追加計上し、中学校教育振興費及び保健体育総務費に係る経費を減額いたしました。

また、職員給与費等につきましても、4月の人事異動による過不足の調整を行いました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入及び市債を追加計上し、繰入金を減額いたしました。

あわせて、地方債につきましても、所要の補正をしようとするものであります。

議案第3号 令和2年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ1億2,394万6千円を追加計上し、予算総額を32億6,404万6千円に補正しようとするものであります。

歳入には、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰越金を追加計上し、介護保険料及び繰入金を減額いたしまして、歳出には、総務費、地域支援事業費及び基金積立金を追加計上いたしました。

議案第4号 令和2年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい

ては、歳入歳出にそれぞれ 8 4 4 万 3 千円を追加計上し、予算総額を 3 8 億 5 8 4 万 3 千円に補正しようとするものであります。

歳入には、国庫支出金、繰入金及び繰越金を追加計上いたしまして、歳出には、総務費及び保健事業費を追加計上いたしました。

議案第 5 号 令和 2 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入歳出にそれぞれ 8 4 2 万 4 千円を追加計上し、予算総額を 4 億 3 8 2 万 4 千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰入金及び繰越金を追加計上いたしまして、歳出には、後期高齢者医療広域連合納付金及び後期高齢者健診事業費を追加計上いたしました。

議案第 6 号 令和 2 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を 4 3 0 万円増額し、水道事業費用総額を 6 億 9, 8 3 0 万円に、資本的収入及び支出における支出において、建設改良費を 4 0 0 万円減額し、資本的支出総額を 5 億 2, 8 0 0 万円に補正しようとするものであります。

議案第 7 号 令和 2 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を 2 2 0 万円減額し、下水道事業費用総額を 7 億 8, 8 0 0 万円に、資本的収入及び支出における支出において、建設改良費を 2 9 0 万円減額し、資本的支出総額を 5 億 2, 1 1 0 万円に、特例的収入及び支出における未収金を 3 0 8 万 2 千円減額し、1, 4 3 1 万 8 千円に、未払金を 1 2 8 万 2 千円減額し、4, 8 0 1 万 4 千円に補正しようとするものであります。

議案第 8 号から議案第 15 号までの 8 議案については、令和元年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計の決算の認定についてであり、法の定めるところにより、監査委員の意見を付けて、それぞれ議会の認定に付するものであります。

参 考 地方自治法（抜すい）

（決算）

第 233 条 第 1 項及び第 2 項省略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 省略

5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

以下省略

参 考 地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第 30 条 第 1 項から第 3 項まで省略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（カッコ内省略）に付さなければならない。

以下省略

議案第 16 号 矢板市子ども未来館設置及び管理条例の制定については、総合的な子育て支援や地域との連携、交流を図る場として、また、児童福祉法第 40 条に規定する児童館として矢板市子ども未来館を設置するため、新たに条例を制定する

ものであります。

議案第17号 使用料改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、使用料の適切な受益者負担を実現するための見直し及び矢板市農業者トレーニングセンターの名称変更に伴う管理規定の整理等に伴い、所要の整備を行うため、新たに条例を制定するものであります。

議案第18号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、個人番号利用の事務の一部が廃止となったことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号 矢板市市税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号 矢板市市税条例及び矢板市手数料条例の一部改正については、手数料の適切な受益者負担を実現するための見直しを行い、改定相当となったものについて、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号 矢板市児童館設置及び管理条例の一部改正については、矢板市子ども未来館の設置にあわせ、矢板児童館を廃止することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 22 号 矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 23 号 矢板市営住宅条例及び矢板市特定公共賃貸住宅条例の一部改正については、市営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理運営に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 24 号 矢板市水道事業給水条例の一部改正については、給水人口の減少等に伴う収益の減少や、水道施設の更新需要等に関する将来見通しにより、現状の料金水準では、今後の水の安定供給に支障が出ることから、水道料金を改定し、水道事業の健全経営を維持するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 25 号 矢板市下水道条例の一部改正については、下水道使用者の減少に伴う収益の減少や、下水道施設の更新・維持管理費用の増加が見込まれることから、下水道使用料を改定し、経費回収率の改善と料金体系の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 26 号 教育委員会委員の任命同意については、本市教育委員会委員であります齋藤良則氏が、令和 2 年 9 月 30 日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

（任命）

第4条 第1項省略

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

以下省略

議案第27号 監査委員の選任同意については、本市監査委員であります坪山和郎氏が、令和2年9月30日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その選任について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜すい）

（選任及び兼職禁止）

- 第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

第2項から第5項省略

- 6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、本市固定資産評価審査委員会委員であります江面晃一氏が、令和2年9月30日をもって任期が満了になりますので、後任の委員に、矢板市■■■■■■■■■■、渡邊好雄氏を選

任することを最も適当と認め、その選任について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方税法（抜すい）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 第1項及び第2項省略

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

以下省略

議案第29号 令和元年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和元年度矢板市水道事業会計の利益剰余金の処分を行うにあたり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 第1項省略

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

以下省略

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重ご審議のうえ、議決されますようお願いいたします。